

問題	地震によって石油ストーブが転倒したために発生した火災で、Xは所有する家屋を失った。Xは、Yと火災保険契約を締結していたため、保険金の支払いを請求した。ところが、Yは、普通火災保険約款には、地震によっておこる火災について責任を負わない旨の免責条項があるとして、保険金の支払いを拒絶した。保険契約を締結する際に、XはYから火災保険についてのパンフレットを受け取っていたが、約款自体は契約後、保険契約証書とともにYから送付されただけで、このような条項があることは知らなかった。Xの請求は認められるか。	
	被告	原告
主張内容・理由	原告側の請求には応じない。なぜなら、火災保険の約款に地震による火災については保障しないことを明言しており、約款を隅々まで読まずに内容を理解しなかったことは原告側に落ち度がある。約款には膨大な量の内容が含まれており、パンフレットに全部の内容を書くことは不可能。契約内容をすべて網羅しているのは約款であるから、約款を読んでも困る。	契約の時点で、地震があったら火災が起きても免責されるという事項の存在を知らなかった。被告側が契約をするときに、こちら側に十分な説明をしてくれなかったことに問題がある。一消費者と事業との間には情報格差が激しく、企業は契約を結ぶときに一消費者にわかりやすく説明する義務がある。よって、民法1条の信義則に反しているのであり、保険金の支払いを請求する。
司会からの質問		説明をしなかったことにより、保険金の支払いを請求できるのはなぜか？
回答		新保険業法300条1項は、「保険契約の条項のうち重要な事項を告げない行為」を罰則をもって禁止している。
司会からの質問		罰則に基づき、保険金の支払いを請求できるのはなぜか？罰則規定が保険者と保険契約者の契約内容に影響を及ぼしうるのか？
回答		保険会社と契約を交わしたときには、パンフレットの内容を読んでそのパンフレットの内容に合意をして契約を結んだ。パンフレットの内容はすべて約款の内容をすべて含んでいないことは被告側も認めているが、パンフレットに載っていなかった事項に関して、契約をした後に約款により知らされた。そのことには同意していない。すなわち、家が火災により損害を受けたときに保障してもらうという内容の契約を結んでいる。
反論	パンフレットに内容が載っていなかったからといって、原告側が約款を読まなくていいわけではない。約款に文句があるのであれば、約款を読んで、契約を解除すればよかった。	
司会からの質問	パンフレットに地震免責について書いてあったのか書いてなかったのか、問題文には何も書いていない。当然書いていないという前提で話が進んでいるが？	
千葉意見	場合分けして考えてみよう。	
司会意見	パンフレットに何も書いていなかったという前提で話が進んでいるので、まず、こちらから考えてみよう。	
司会からの質問	約款に書いてあるのだから、その内容で契約したものと主張しているが、なぜ地震による火災保険については保障していないのか？まったく理にかなっていない内容であれば、理不尽な話である。	
回答	地震災害は、地震の発生自体がきわめて稀少で、被害の範囲がきわめて広範囲にわたるため、火災保険と同じ仕組みでは制度が成り立たない。	
	パンフレットに何も書いていないのに、相手を説得	

千葉  
まとめ  
できるか？地震免責に同意していない相手方に対して、今の主張だけで相手をやっつけることができるのか？

パンフレットにもし記載があったとしたら、それでも保険金を請求できるか？